

品川区経営改善支援事業助成金

借入返済負担、売上減少などにより経営改善に取り組む区内中小企業者を支援するため、国の「早期経営改善計画策定支援（Vアップ事業）」または「経営改善計画策定支援（405事業）」の支払決定を受けた費用の一部を、区が上乗せして助成します。

詳細は中小企業支援サイトをご確認ください。

(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/soshikikarasagasu/chushokigyoshiengakari/joseikin/2264.html>)



《経営改善支援事業助成金の概要》

対象業種	全業種
申請期間	令和8年4月20日～令和9年2月26日まで(先着順)
助成額	■早期経営改善計画策定支援(Vアップ事業) 最大10万円(国の支払い決定額の1/2) ■経営改善計画策定支援(405事業) 最大100万円(国の支払い決定額の1/2)
対象経費	中小企業活性化協議会が発行する支払通知書の支払額の1/2
助成対象者	中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に住所または事業所を有していること。 (1)国の実施する「早期経営改善計画策定支援(Vアップ事業)」または「経営改善計画策定支援(405事業)」に係る支払通知書の決定を受けていること。 (2)引き続き同一事業を1年以上営んでいること。
対象書類	① 申請書(区指定様式) ② 費用に係る支払通知書の写し(令和8年4月1日以降のもの) ③ 【法人】履歴事項全部証明書(発行より3か月以内のもの) ④ 【法人】法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書 【個人】住民税納税証明書または非課税証明書。 ⑤ 誓約書(区指定様式) ⑥ 請求書(区指定様式) ⑦ 支払金口座振替依頼書(区指定様式)

【お問い合わせ】

品川区 地域産業振興課 中小企業支援担当(経営支援担当)
TEL 5498-6340 FAX 5498-6338